

## 水戸市立渡里小学校いじめ防止基本方針

令和6年8月9日改定

### 1 いじめに対する基本的な認識

- (1) いじめは、どこでも起こり得るものである。
- (2) いじめは、重大な人権侵害につながり、犯罪行為である。
- (3) いじめられる側にも問題があるという考え方は、誤りである。
- (4) いじめを認識した場合は、いじめられている側の立場に立ち、その児童の擁護に徹する。
- (5) いじめている児童に対しては、毅然とした態度で指導に当たる。
- (6) いじめを見過ごさない雰囲気を学校全体に広めるように努める。

### 2 本校いじめ防止の基本方針

- (1) 多様な人のかかわりや様々な体験活動を通して、豊かな心の育成を図る。
- (2) 全教育活動を通して、「協力」「参加」「体験」を核とした学習の場を設定することで、児童一人一人に現在及び将来に向けて、自己実現を図っていくための力を身に付けさせる。

### 3 めざす学校像

- (1) 夢や希望がもてる楽しい学校
- (2) 美しい環境で整然とした学校
- (3) 家庭や地域に愛され信頼される学校

### 4 めざす児童像、『共に学び 共に遊び 共に働く児童』

- (1) よく考え、進んで学習できる子
- (2) 思いやりをもち、助け合える子
- (3) からだを鍛え、元気いっぱいな子

### 5 めざす教師像

- (1) 児童とともにある教師
- (2) 力を磨き合える教師
- (3) 信頼される教師

### 6 いじめ防止への取組

- (1) いじめ防止等の対策のための組織として、「水戸市立渡里小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。いじめ防止対策委員会は次のメンバーで構成される。校長、教頭、生徒指導主事、人権教育主任、学年主任、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー、関係職員等
- (2) いじめの未然防止に向けた取組  
○人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- いじめ防止に資する児童による自主的な活動の充実を図る。
- 情報モラルを高めるための活動の充実を図る。
- いじめ解決推進事業「ふれあいプラン」における取組の充実を図る。

- ・「いじめ・なやみ相談リーフレット」の配布
- ・人権ワークショップの開催
- ・人権集会の実施（人権週間期間中）
- ・教育相談活動の充実
- ・あいさつ運動の実施

○いじめ早期発見に向けた取組

- ・いじめの事実を確認したときは、迅速組織的に対応し、いじめを止めさせるとともに、再発防止に努める。
- ・いじめを受けた児童、その保護者への支援を最優先に行うとともに、情報共有に努める。
- ・いじめを行った児童への指導及び支援とその保護者への助言に努める。
- ・インターネットや携帯電話等による誹謗中傷については、迅速かつ組織的に事実把握を行い、直ちに削除等の措置を行うように努める。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるように、いじめを行った児童に対して、教室以外の場所で学習を行わせる等の措置を講ずる。

(3) 児童による主体的ないじめの防止活動の取組

児童がいじめ問題を自分たちの問題としてとらえ、自ら行動できるよう児童会組織を活性化させ、いじめを許さない雰囲気づくりをする。

- 代表委員会が中心となり、マナーアップ運動やあいさつ運動、学校生活改善キャンペーンなどを企画し、年間を通していじめをなくすための取組みに全校児童が関わる場を設定する。
- 異学年交流活動を通して、互いに支え合って取り組むような活動を意図的、計画的に行う。

(4) 教職員の資質向上に向けた取組

- 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用した研修を充実する。
- 教職員の言動でいじめを誘発、助長、黙認をすることがないように、教職員対象の人権教育研修会を計画的に実施する。
- 常にいじめに対する危機感をもち、教育相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を図る。

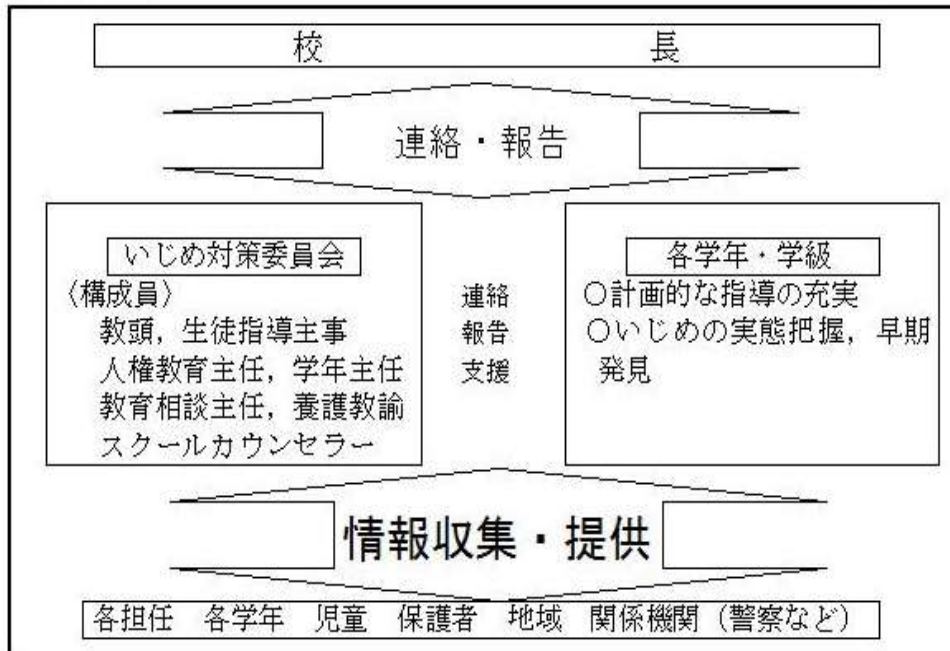
(5) 家庭での取組

- 保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有するものであり、我が子がいじめを行うことがないように、規範意識を高めるための指導、その子の必要な指導を行うことがないように、規範意識を高めるための指導、その他の必要な指導を行うように努める。

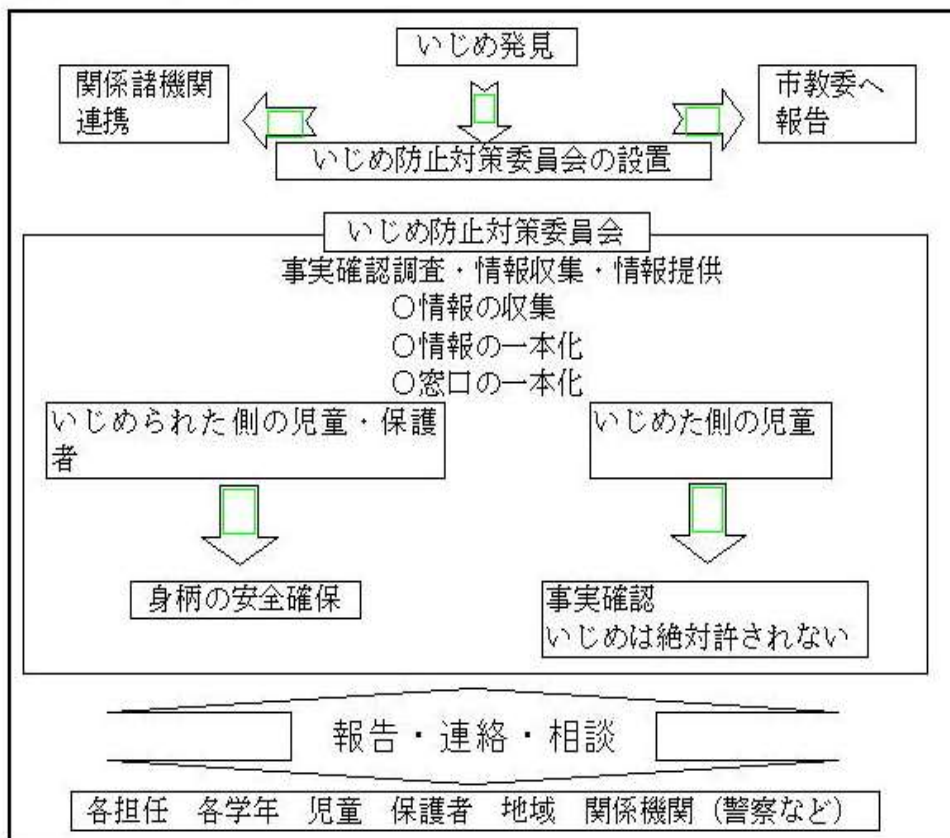
子どもがいじめを受けたとき、子どものSOSをキャッチできるよう、子どもの変化を見逃さないようにすることが大切である。

## 7 いじめ防止体制

### (1) 平常時



### (2) いじめ発生時



## 8 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底

重大ないじめ事案は直ちに警察に相談・通報を行う他、日常的に情報共有や相談を行う。

- ・いじめが児童の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがある重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- ・SNS上での児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報する。

### 警察に相談・通報すべき具体例

(暴行) ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。

(強要) 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。

(児童ポルノ) スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自身のスマートフォンに送らせる。等